

令和3年度県立特別支援学校 誘致推進委員会【報告】

令和4年3月

浦安市教育委員会

目 次

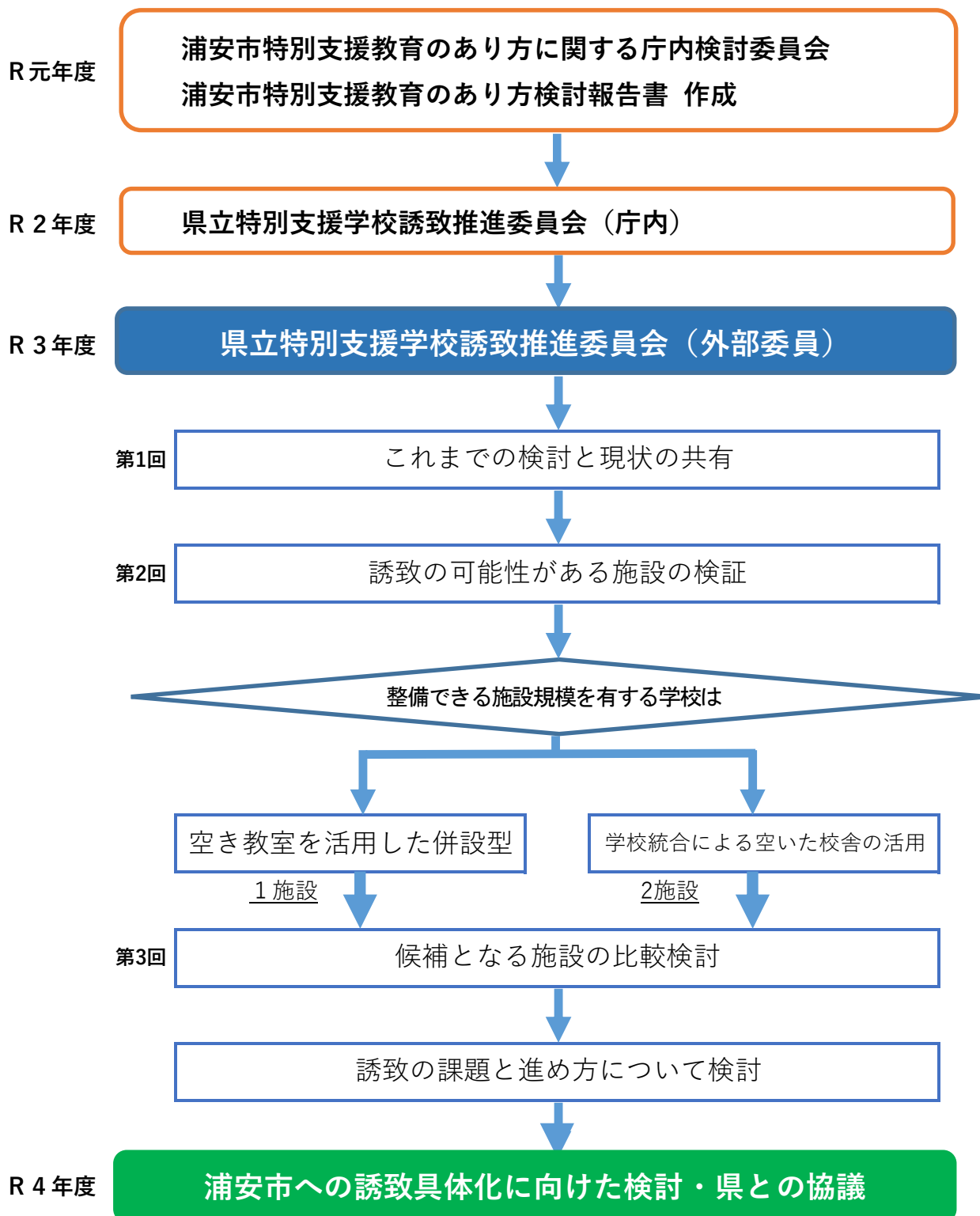
○ 県立特別支援学校誘致に係る検討の経緯について	2
○ 県立特別支援学校誘致の基本的な考え方	
1 なぜ浦安市に誘致するのか	3
2 浦安市に特別支援学校を開校する意義	4
3 県の特別支援学校整備計画	5
4 関係者へのヒアリング結果より	6
5 誘致方針（設置学部・障がい種別）	7
○ 県立特別支援学校誘致推進委員会での検討・協議	
6 浦安市に必要な特別支援学校の規模	8
7 誘致の可能性がある学校施設の検証	12
8 委員の意見より	16
9 県立特別支援学校を誘致する方向性	17
10 併設による県立特別支援学校の誘致にあたって	19
○ 資料編	20
1 県立特別支援学校誘致推進委員会設置要綱	21
2 県立特別支援学校誘致推進委員会 検討経緯	23
3 第3次県立特別支援学校整備計画 【概要】	26
4 ヒアリング結果概要	27
5 県立特別支援学校誘致推進委員会名簿	31
6 近隣の特別支援学校の状況	32

○ 県立特別支援学校誘致に係る検討の経緯について

本報告書は、令和3年度（2021年度）県立特別支援学校誘致推進委員会（以下「誘致推進委員会」）で検討・協議した内容について、報告書としてまとめたものです。

全3回の誘致推進委員会における確認事項や検討・協議事項について整理し、P17～19で誘致推進委員会をとおして見えてきた方向性や誘致を進める上での課題、さらに課題解決に向けて取り組むべき事項について記しています。

以下のチャートは、これまでの検討の経緯について示したものです。



○ 県立特別支援学校誘致の基本的な考え方

1 なぜ浦安市に誘致するのか

特別支援学校は、従来の盲学校、聾学校、養護学校の障がい種別を超えて一本化したものです。学校教育法第72条の規定により「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」を目的としています。

浦安市に居住する知的障がいのある児童生徒は、主に県立市川特別支援学校に通っており、肢体不自由のある児童生徒は、県立船橋特別支援学校（小学部）や県立船橋夏見特別支援学校（中学部・高等部）に通っています。

現在、他市の特別支援学校に通学する児童生徒は100人を超えています（表1参照）。長時間にわたる通学時間は児童生徒本人や保護者の大きな負担となっており、本来は、より専門性の高い特別支援学校への進学を希望する児童生徒でも、市川や船橋への通学が困難なことから市内の特別支援学級に通っている場合もあります。保護者からは「災害の時は不安」という声も聞かれます。

◆主な通学先（R3年5月1日現在）【表1】

障がい種別	学校名	学校種	在籍者（人）
知的障がい	県立市川特別支援学校	小・中学部 高等部	64
肢体不自由	県立船橋特別支援学校	小学部	15
	県立船橋夏見特別支援学校	中学部 高等部	5
専門学科	県立特別支援学校 市川大野高等学園	高等部	21

* 上記4校以外に8人（千葉盲学校、筑波大学附属視覚特別支援学校 他）

2 浦安市に特別支援学校を開校する意義

浦安市では、一人一人の子どもに必要な学びがどのようなものであるのかを第一に考え、その子が自立し、社会参加できるためにどのような教育が必要かを考えて、

- 1 個に応じた適切で多様な学びの場の充実
- 2 連続した切れ目のない支援の充実
- 3 地域で育ち、地域で学べる環境づくり

を「本市における特別支援教育の基本的な考え方」としています。

浦安市に特別支援学校が開校されることにより、長時間の通学の不便さが解消されるだけでなく、一人一人に応じたより専門的な教育の場ができ、就学の選択肢が広がります。医療的ケアが必要な子どもをはじめ、様々な障がいのある子どもたちの指導・支援の充実が期待できます。さらには、特別支援学校のセンター的機能により、教員の専門性の向上や指導力の向上も期待できます。

また、浦安市の通常の学級の児童生徒と特別支援学校の児童生徒との交流が活発に行われることが期待され、それによりお互いが社会性を養い、豊かな人間性を育むことにつながります。

そして、障がいのある子どもたちにとっては、地域の様々な人々と関わることで地域社会の中で自立して生きていく力となることで積極的な社会参加につながり、障がいのない子どもたちにとっては、多様なあり方を理解し、障がいのある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

開校する意義

- 長時間の**通学の不便さが解消**される。
- 一人一人に応じたより専門的な教育の場ができ、**就学の選択肢**が広がる。
- 医療的ケアが必要な子どもをはじめ、様々な障がいのある**子どもたちの指導・支援の充実**が期待できる。
- 特別支援学校のセンター的機能により、**教員の専門性の向上や指導力の向上**も期待できる。
- 浦安市の通常の学級の児童生徒と特別支援学校の児童生徒との**交流**が活発に行われ、それにより**お互いが社会性を養い、豊かな人間性を育む**ことにつながる。
- 障がいのある子どもたちにとっては、**地域の様々な人々と関わる**ことが地域社会の中で**自立して生きていく力**となることで、**積極的な社会参加**につながる。
- 障がいのない子どもたちにとっては、多様なあり方を理解し、障がいのある人と**共に支え合う意識の醸成**につながる。
- 障がいのあるなしにかかわらず、その人らしさを認めながら**共に地域で生きる「共生社会」の形成に向けた、特別支援教育の推進**につながる。

3 県の特別支援学校整備計画

県は「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」（平成29年10月千葉県教育委員会）の中で、県立特別支援学校の整備の目指すべき姿を「特別支援学校の児童生徒数増加に伴う教室の不足や狭隘化等の過密状況への対応が進むとともに、障がいの特性に応じた適切な教育環境の整備が進んでいる」としています。

平成29年度を始期とする「第2次県立特別支援学校整備計画」では、県立市川特別支援学校の過密状況への具体的な対応として「学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等を活用」「知的障がいを対象」「100人規模」「小・中・高等部」の新設校等を千葉・葛南地区に設置予定としています。

また、令和4年3月に示された令和4年を始期とする「第3次県立特別支援学校整備計画」では、千葉・葛南地区においては、市川特別支援学校の過密状況への対応に加え、以下のとおり肢体不自由を主な障がい種別とする船橋特別支援学校（小学部）の対応も明記されました。

◆「第3次県立特別支援学校整備計画」より抜粋

(4) 現在の過密状況を改善するために必要な対応人数

(前略) 障害種別に現在の過密状況を見ると、知的障害特別支援学校においては千葉・葛南地域で292人規模、南房総地域で222人規模の過密状況にあり、それぞれの地域に第2次整備計画で位置付けられた新設校の開校が早期に求められます。(中略)

肢体不自由特別支援学校においては、千葉・葛南地域で107人規模の過密状況、東葛飾地域で100名規模の過密状況にあり、令和3年度現在、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校を合わせ、1,065人規模の対応が必要です。

地域	対象校	対応障害種
千葉・葛南	千葉特別支援学校 八千代特別支援学校	知的障害
	<u>市川特別支援学校</u> <u>船橋特別支援学校</u>	<u>知的障害</u> <u>肢体不自由</u>

4 関係者へのヒアリング結果より

令和3年12月に、浦安市肢体不自由児・親の会「どっこらしょ」、県立船橋・船橋夏見特別支援学校の保護者と医ケア児の会、県立市川特別支援学校小中学部の保護者の方々、のべ23名に参加いただき、当事者の方々の意見を伺いました。

また、ヒアリングに参加できなかった保護者や、ヒアリングに参加したけれども書面でも伝えたいという方々20名から、アンケートの形で意見を聴取しました。

◆主なヒアリング項目

通学している（していた）学校について

- ① 通学している（していた）学校を選択した理由。
- ② 選択してよかったと思われたことや、そうでなかったこと。

特別支援学校の誘致について

- ① 誘致を望む理由。
- ② 「よりよい学びの場」としていくために必要なこと。
- ③ 併設型の特別支援学校の誘致についてどう思うか。
- ④ 誘致する学部の優先順位のお考えと、その理由。
- ⑤ 県立特別支援学校の市内への誘致にあたって、市としてどのようなことが必要か。

*詳細はP27「ヒアリング結果概要」参照

「学校選択の理由やよかったこと」については、特に特別支援学校について、先生方のスキルや一人一人に合った指導、人的配置やカリキュラムの充実についての意見が多くありました。

また、高等部については、就労にかかるフォローが充実しているという意見も多くありました。

「就学した学校を選択してよいと思わなかったこと」としては、通学の負担に対する意見が多く、県立船橋・船橋夏見の保護者、医療的ケアが必要な保護者からの意見では、非常に切実な問題であるということが、よくわかりました。

「誘致を望む理由」としても、通学面についての意見が多く出ましたが、そのほかにも、周りの子どもたちと同じように、生まれ育った場所で通学できたら、地域の中で育てていきたいという、保護者の願いも出されました。

「誘致する施設」についての意見では、アンケートにおいては統合、併設「どちらでも」と回答した保護者が多かった一方で、ヒアリングでは、既存の学校との併設における安全面やトラブル、周りの保護者の目などを心配する意見が多くありました。

「誘致する学部の優先順位」は、小中学部を優先して誘致する考えと、高等部を優先して誘致する考え、両方についての意見がありました。自身の子どもの年齢や障がいの程度によって、意見は様々であり、どちらも多くのニーズがあることがわかりました。

ヒアリングやアンケートをとおして、市外への通学に係る子どもや保護者の切実な負担と、一刻も早い市内への誘致を望む声が多く聞かれました。そして、特に既存校との併設においては、受け入れる学校の子どもたち、保護者、地域への理解を図っていくことや、安全面についての検証をしっかりと行っていくことが重要であることを再認識しました。

誘致する学部については、小中学部、高等部のどちらの学部もニーズがあることから、どちらかの学部が誘致できたから終わりということではなく、最終的に小学部から高等部までを市内に誘致していくことが大切であることを、再認識しました。

5 誘致方針（設置学部・障がい種別）

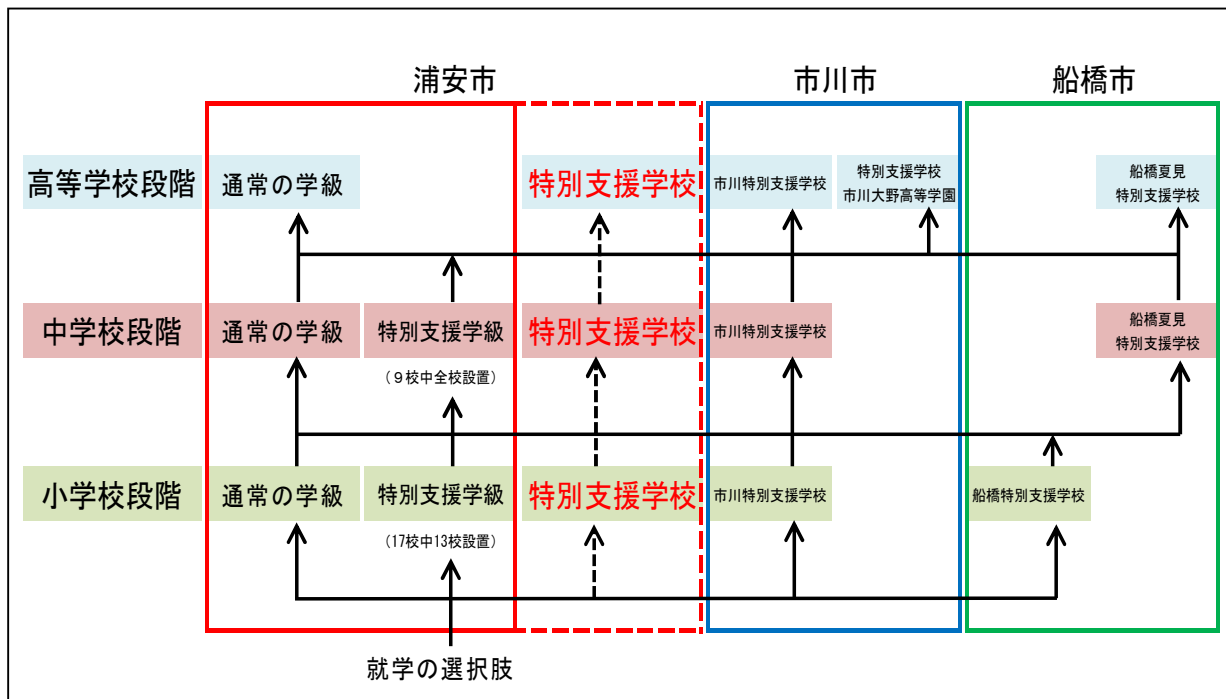
「浦安市特別支援教育のあり方検討報告書」（令和2年4月）では「学校統合により転用可能となった校舎の利用の可能性は残しつつ、小規模校における空き教室の活用や市内の公共施設を活用することも加味することとし、小学部及び中学部と高等部を分散し段階的に誘致を行うことで、千葉県と具体的に協議していきます」としています。

また、「3 県の特別支援学校整備計画」において前述したとおり、第3次整備計画を踏まえると、浦安市には小学部からの誘致が望まれており、障がい種別については「知的障がい」及び「肢体不自由」への対応が求められています。

誘致推進委員会においても、浦安市に誘致する特別支援学校については小学部から高等部までの誘致を基本的な考え方とすること、また「知的障がい」「肢体不自由」両方の障がい種別に対応できる特別支援学校（知肢併置）を誘致していくことが必要であるとの共通認識を持ちました。

そうした考え方に基づいた特別支援学校を誘致することにより、他市の特別支援学校に通学する多くの児童生徒が通うことができ、通学の課題解消や就学時の選択肢の拡充が見込まれます（図1参照）。

◆特別支援学校が設置されることによる就学の実選択肢の拡充 【図1】



* 「浦安市特別支援教育のあり方検討報告書」より

○ 県立特別支援学校誘致推進委員会での検討・協議

6 浦安市に必要な特別支援学校の規模

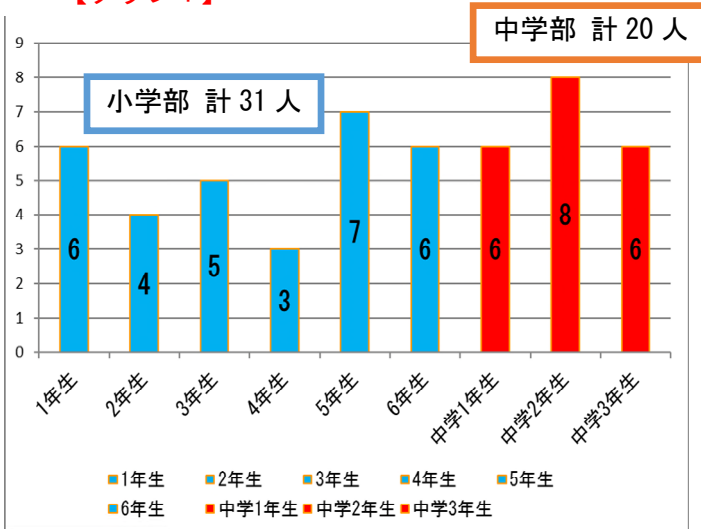
浦安市に特別支援学校を誘致するためには、誘致できる施設の検証が必要です。そのためにはまず、学校の規模（児童生徒数や学級数）について明らかにする必要があります。

令和3年度、浦安市から市外の特別支援学校の小学部に通う児童数は31人、中学部は20人、高等部は62人います（グラフ1、2参照）。また、浦安市から市外の特別支援学校に通う児童生徒数推計では、今後30年間、小・中学部、高等部ともに緩やかな増加傾向にあり、最も多い時で小・中学部67人、高等部69人と予測されています。（グラフ3参照）ただし、高等部の人数には専門学科を設置する県立特別支援学校市川大野高等学園も含まれています。市川大野高等学園については教育内容が異なり浦安市が誘致を進める特別支援学校とは教育内容が異なるため、生徒数から除く必要があります（令和3年度21名）。

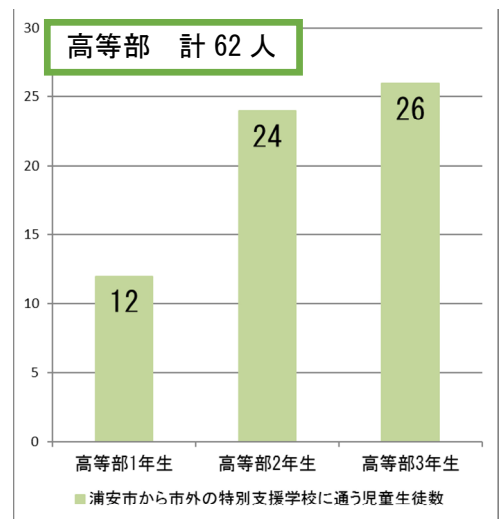
以上のことから、浦安市には、小・中学部で50～70人、高等部では40～60人の児童生徒が通うことができる学校規模が必要と考えられます。

◆浦安市から市外の特別支援学校（小・中学部、高等部）に通う児童生徒数（R3.5.1現在）

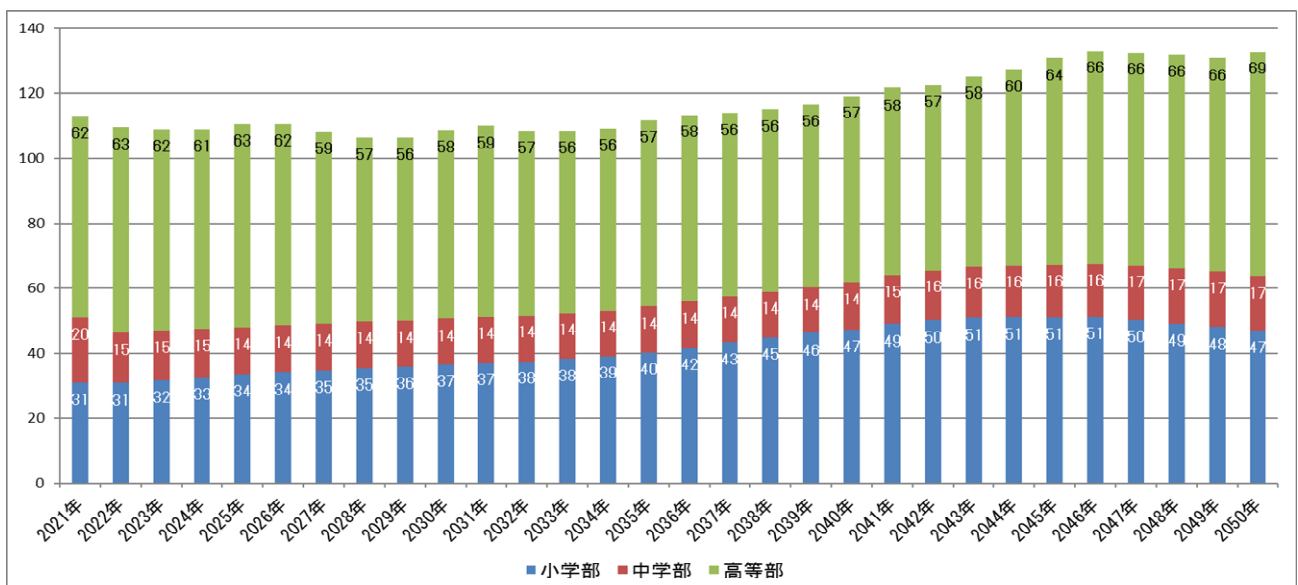
【グラフ1】



【グラフ2】

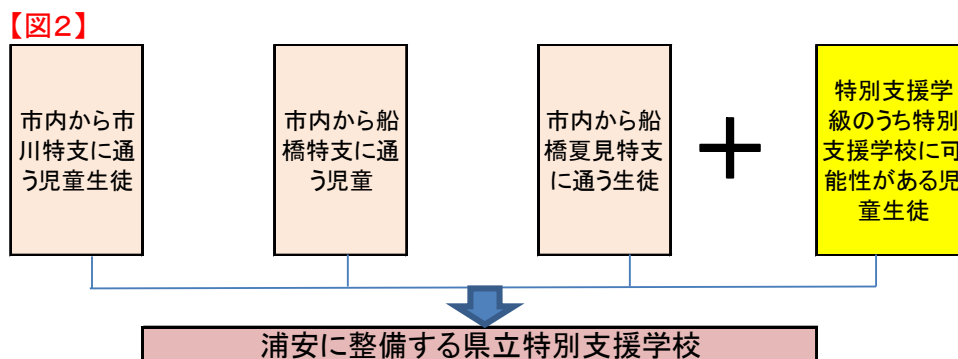


◆浦安市から市外の特別支援学校（小・中学部、高等部）に通う児童生徒数推計（R3.5.1推計）【グラフ3】



浦安に誘致する特別支援学校の規模を考える上では、児童生徒数の推計をもとに学級数を予測する必要があります。そして、教室数が足りなくなり教育活動に支障をきたすことがないように、誘致できる施設規模を検証する必要があります。そこで、児童生徒数及び、誘致すべき学級規模について、開校を見込む年度として最短と考えられる令和8年度の開校を想定して、児童生徒数及び学級数を検証しました。

その際、誘致推進委員会における、浦安市から知的・肢体不自由を主な障がい種とする特別支援学校の児童生徒以外にもニーズがあるのではないかと指摘を踏まえ、特別支援学級等に在籍しているが、市内に特別支援学校があった場合は通学する可能性が高い児童生徒数についても加味することとしました（図2参照）。

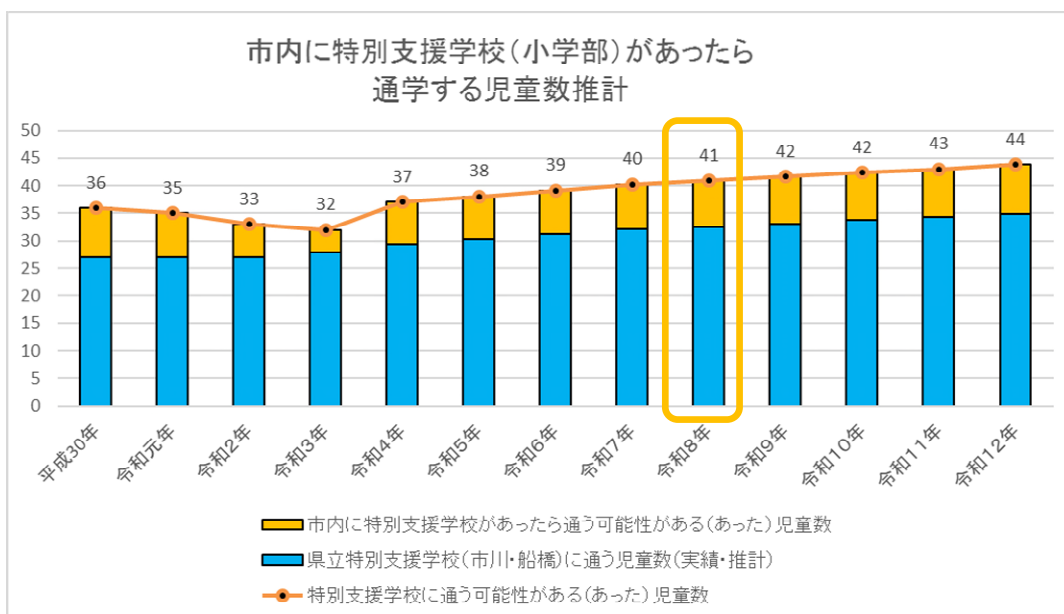


ア 児童生徒数の推計

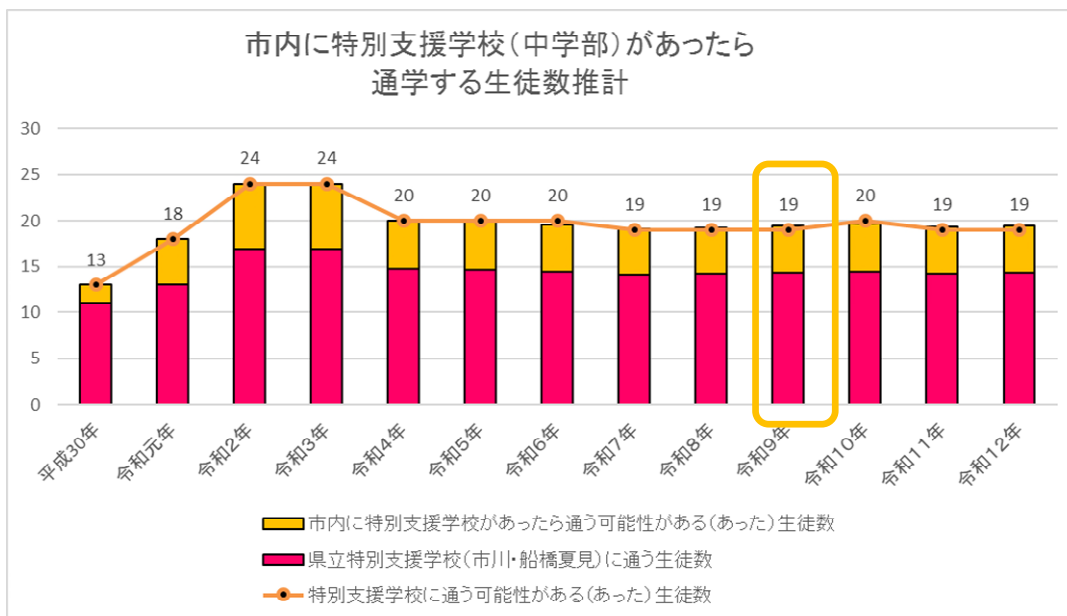
図2の考え方を踏まえ、児童生徒数の推計を行いました（グラフ4～7参照）。

グラフの上部が市内に特別支援学校があった場合に通う可能性がある児童生徒を表しています。これはこれまでの特別支援学級に在籍していた児童生徒の障がいの程度や保護者との相談状況をもとに推計しました。令和8年度において、特別支援学校に通学すると見込む児童生徒は、小学部41人 中学部19人、小中学部あわせて60人です。また、高等部は46人で小中高等部あわせて106人が見込まれます。

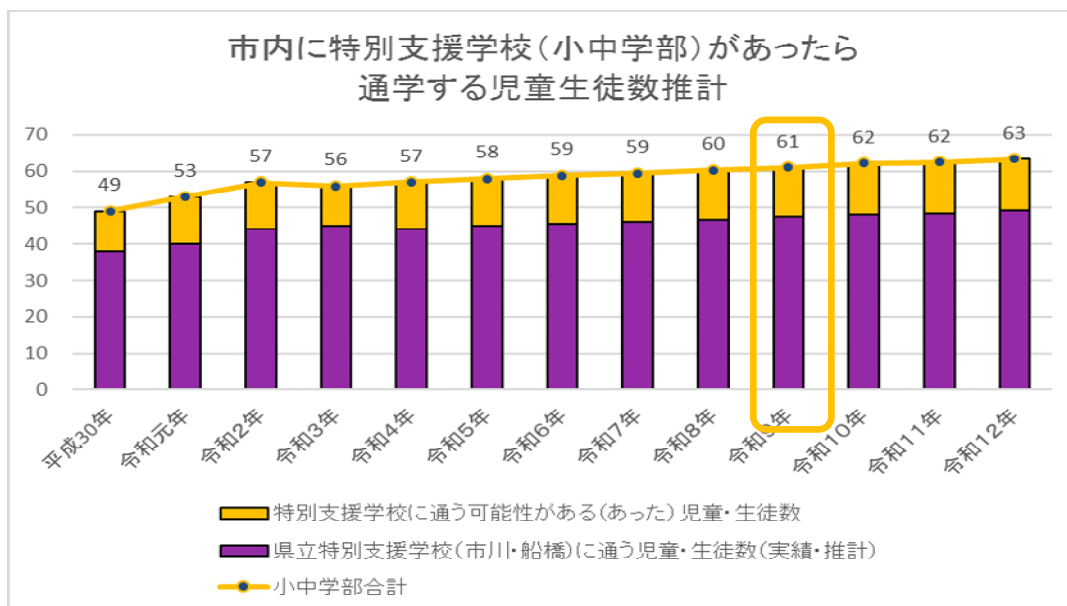
【グラフ4】



【グラフ5】



【グラフ6】



【グラフ7】



*高等部については、特別支援学級の人数は加味していない。

イ 重複障がいの児童生徒数推計（市内在住 令和8年度）

学級数を算出するにあたって、1学級の定員が少ない、知的と肢体不自由の障がいを併せもつ重複の児童生徒数について、令和3年5月1日現在の実数をもとに学年進行で算出しました（表2参照）。小学部については現在のこども発達センター通園児と、これまでの推移をもとに9～11人と見込みました。

◆令和8年度重複児童生徒推計 【表2】

学年	小学部							中学部				高等部				合計
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
児童・生徒推計	1	2	1	1	2	4	11	1	1	0	2	5	4	0	9	22

* 重複障がいの児童生徒の1学級の定員は3人

ウ 学級数の算出

令和8年度の学級数を算出するにあたっては、市内在住で市川特別支援学校（知的：小・中・高等部（普通科））、船橋特別支援学校（肢体：小学部）、船橋夏見特別支援学校（肢体：中・高等部（普通科））に通学する各学部の人数をもとに、学級数が最小になる場合と最大になる場合をシミュレーションしました（表3参照）。市内在住で特別支援学校への通学を希望するすべての児童生徒を受け入れるためには、学級数が最大になる場合で考える必要があります。

その結果、小学部で14教室、中学部で6教室、高等部で10教室が必要であり、小中学部を誘致するためには20教室、小中高等部を誘致するためには30教室を整備できる施設が必要であることがわかりました。

◆誘致学部ごとの必要学級数 【表3】 （ ）は重複

学校種	児童生徒数	重複児童生徒数 (内数)	学級数 最大 (内数)	学級数 最小	最大学級数にお ける上限人数
小学部	41人	(9～11人)	14 (4)	9 (3)	72人
中学部	19人	(2人)	6 (1)	4 (1)	33人
高等部	46人	(9人)	10 (3)	8 (3)	65人
小中学部計	60人	(11～13人)	20 (5)	13 (4)	105人
小中高等部計	106人	(20～22人)	30 (8)	21 (7)	170人

* 単一障がい：小中学部は1学級の定員が6人、高等部は8人

* 重複障がい：小中高等部ともに3人

また、国が令和3年9月に定めた「特別支援学校設置基準」によると、特別支援学校には普通教室以外にも特別教室や自立活動室、図書室、保健室、職員室について、備えるべきものとしています。また、設置基準で規定されていなくても、県内の特別支援学校の施設や浦安市に誘致する障がい種別を考慮した場合、作業室やランチルーム等の整備も必要なことから、誘致可能な施設規模を検証する上では、学級数に加えて、その他諸室の確保についても見込み、検証する必要があります。

7 誘致の可能性のある学校施設の検証

浦安市では、学校統合をすぐに進めることができる学校は今のところありませんが、今後の可能性としては考えられます。また、児童生徒の減少に伴い空き教室が増えている、また、今後増えることが予測される学校があります。

誘致の可能性のある学校施設の検証にあたっては、施設規模や開校までのスケジュール等の諸条件について検証しました。

(1) 施設規模の検証

ア 既存校との併設

特別支援学校を誘致するためには、特別支援学校小学部（最大 14 学級）、小・中学部（最大 20 学級）、小・中・高等部（最大 30 学級）の教室の確保が必要であることは、前述したとおりです。また、その他諸室の確保も必要であり、既存校と併設される特別支援学校の場合には、共用で対応できる施設と、別途整備が必要な施設について具体的に検証していく必要があります。併設する既存校の学級規模や特別支援学校の使用頻度等により対応は異なりますが、概ね以下の表 4 の対応例のとおりと考えられます（表 4 参照）。

そして、特別教室や体育館、運動場等を共用しつつ、さらに職員室や会議室など別途整備が必要な施設もあることを踏まえ、双方の学校において教育上及び安全上支障が生じないよう、余裕を持った施設の確保が必要です。

これらを踏まえ検証した結果、小学部のみを併設できる小学校が 1 施設あり、また、その小学校と隣接する中学校とを一体的に考えた場合には、小中学部が併設できる可能性があることがわかりました。誘致推進委員会では、誘致の可能性のある施設において特別支援学校と併設した場合のレイアウトイメージや特別支援学校の送迎に伴う動線等、多様な視点から検討を行いました。存分に教育的配慮を受けながら学んでいけるかや、既存の学校において発達段階や学年の活動等に支障がないか等の意見を踏まえて検討した結果、既存の小中学校と誘致する特別支援学校の双方において、教育上、安全上の課題は運用の仕方において解決できるものであり、誘致が可能との結論に至りました。

◆併設における必要諸室の対応例 【表 4】

既存の学校との共用で対応できると考えられる施設	別途整備が必要な施設 (小 8 室 小中 12 室)
図書室、音楽室、調理室等の特別教室、体育館、校庭	自立活動室、保健室、ランチルーム、職員室、事務室、更衣室、会議室・相談室、教材室、(中学校のみ 作業室 4 教室) その他、ベッド等を備えたトイレ

イ 学校統合の可能性のある学校・地区について

学校統合を行い、空いた校舎に特別支援学校を誘致するためには、学校統合の可能性のある学校の有無についての検証が必要です。平成 31 年 3 月に策定した「浦安市学校規模適正化基本方針」では、小規模校対策として統合を進める場合について、次のとおり示しています。

○小・中学校において、**6 年後**（例：2019 年 5 月時点の学務課児童生徒推計における 2025 年の推計値）の普通教室数の予測が**全学年単学級となる場合**、保護者代表・学校長・学識経験者等を含めた検討組織を設置し検討に入ります。

この「浦安市学校規模適正化基本方針」に則り、将来、統合の検討対象となる可能性がある学校は、令和3年度5月時点で2校（2地区）が候補としてあげられました。ただし、教室を含む校舎に備える諸室と特別支援学校に必要な施設を検証した結果、2校ともに現状の学校施設規模では小中学部または高等部のみの整備は可能であるものの、小中高等部全ての学校種の誘致は難しいことがわかりました。

（2）開校までのスケジュール

県立特別支援学校の整備スケジュールについては、誘致決定後に県と協議しながら進めていく必要がありますが、これまでの他市の事例等を踏まえると、以下の表のとおり誘致決定から最短4年で開校できると見込まれます。（表5参照）

ただし、統合による特別支援学校の誘致は、地域・保護者への理解や卒業前に統合される在校生や入学者への配慮が必要なことから、開校年度は併設に比べ延びる可能性が高く、令和9年から令和11年ごろになると見込まれます（表6参照）。

◆令和4年度中に誘致の決定がされたと仮定したスケジュール

【表5】 既存校との併設の場合

決定からの年数	0	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
最短(年度)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特別支援学校の誘致スケジュール	● 県 事前調査・ 予算要求 誘致決定	県 基本設計	県 実施設計	県 改修工事	● 特別支援学校開校			

◆令和4年度中に誘致の決定がされたと仮定したスケジュール

【表6】 統合による空いた校舎を活用した場合

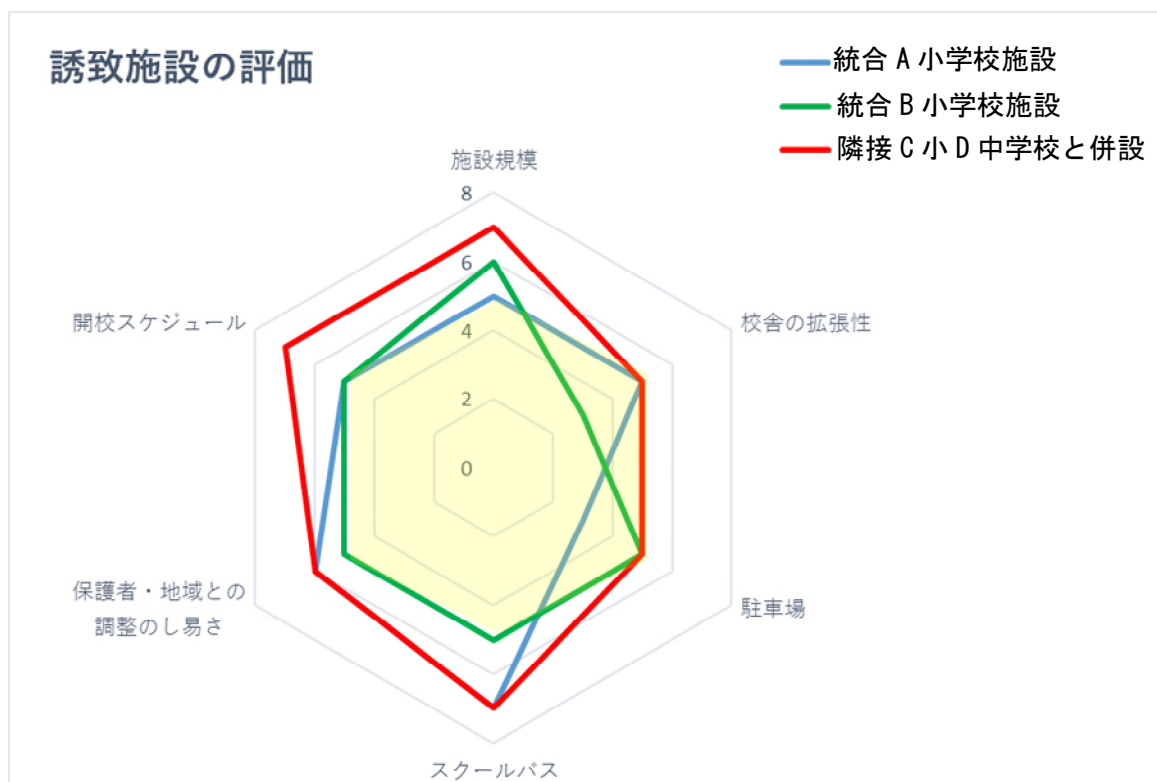
決定からの年数	0	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
最短(年度)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特別支援学校の誘致スケジュール	● 誘致決定	県 事前調査・予算要求	県 基本設計	県 実施設計	県 改修工事	特別支援学校開校		
統合までのスケジュール	市 学校統合公表 学校規模適正化検討委員会	市 地域・保護者への事業概要説明	市 学校統合懇談会	市 学校統合説明会	学校統合 →〇〇小学校開校			

- * 学校統合のスケジュールについては平成27年度に統合が行われた入船地区を参考にしました。
- * 学校統合後に空いた施設の改修を行うため、特別支援学校は翌年の開校と見込まれます。
- * 学校統合の公表前に入学した児童の卒業を待って統合をする場合には、特別支援学校の開校は最短でも令和10年度または11年度となります。(令和4年度の統合決定時期が、入学先決定前であれば令和10年度開校が可能。それ以降なら令和11年度。)
- * 学校統合は地域や保護者の理解が不可欠であることから、特別支援学校の誘致決定の時期についても慎重に検討していく必要があります。

(3) 誘致施設の必要条件の評価

誘致の可能性がある3施設について、「施設規模」や「開校までのスケジュール」に加え、「校舎の拡張性」「駐車場」「スクールバス」「保護者・地域との調整」の計6つの観点について評価基準を定め、誘致施設の必要条件を評価しました（グラフ8参照）。

【グラフ8】



* 評価基準

- ・各項目について、最低限必要（または可能）と考えられるものを $\boxed{5}$ として評価。
- ・各項目について以下の指標を $\boxed{5}$ として評価した。
 - ▶ 「施設規模」校舎面積 4,000 m²
 - ▶ 「校舎の拡張性」校舎に隣接した土地 400 m²（1フロア 4 教室分を想定）
 - ▶ 「駐車場」25 台
 - ▶ 「開校スケジュール」令和 10 年
 - ▶ 「スクールバス」校舎に横付けできるスペース
 - ▶ 「保護者・地域との調整のし易さ」丁寧な説明によりある程度賛同を得られると見込む

8 委員の意見より

全3回の県立特別支援学校誘致推進委員会において、市が進めてきた特別支援学校誘致の経緯と現状、他市の状況、関係者へのヒアリング結果、県立特別支援学校の状況や計画等について情報提供し、様々な観点から検討・協議を行ってきました。また、第3回の非公開の審議においては、誘致の可能性がある3施設について、具体的なシミュレーションをもとに誘致を進める上での課題や課題解決に向けて取り組んでいくべきことについて検討・協議を行いました。

◆主な委員の意見

誘致を進める上での課題等

- ・対象になっている児童生徒や保護者が幸せな生活が送れるのか、そして、将来に希望が持てるのか、ということがベースとなる基準であることを忘れないことが大切。
- ・これから、より一層「多様性」「共生」を重視した教育を進めるとともに、特別支援教育や特別支援学校の誘致を進めていくなれば、生じる課題を挙げて、どう対応していくかまで踏み込んで考えていく必要がある。
- ・市内の学校として進めていかなければならないこと、行政が行うこと、地域や保護者の方に理解いただき協力いただくことなど、それぞれの役割分担を明確にしていく必要がある。
- ・どの案を話し合うにせよ、浦安市としてソフト面についてどういう課題があり、それに対してどういう対策を考え実施していく、ということを確認にしないと、統合、併設どちらの案がよいというのは難しい。
- ・ハード的な課題は、統合による空いた校舎の活用、既存の学校との併設どちらにおいてもあるということは、だれもが認識しているところだが、それは一つ一つハードルを乗り越えてという形で進められると思う。
- ・ソフトの部分で、保護者、児童生徒、地域の三者に対しての理解をどのように行っていくか、きめ細かに考え、議論しながら、周知を進めていかなければならない。
- ・学校教育はまず教育者の認識から始まる。生徒たちが「これからは多様性のある共生社会が当たり前だ」となっていくことが大切。それが時間をかけて教育の中でしっかりと根付き発信されていくなれば、自然に保護者の考え方、地域の考え方は、よい方向に向かっていくのではないかと。ソフトの部分はずいぶん答えが出るわけではないので、その可能性を信じて、色々なことを乗り越えて誘致を進めていかなければならないと思う。
- ・誘致の可能性がある施設について、今後の開発の影響等は想定しているのか。

統合による空いた校舎への誘致について

- ・離れたところに誘致して、理解が深まったところで併設に移行した方がよいという考え方もある。
- ・ヒアリングの保護者の意見は大事である。関係者の理解について理想はあるが、現実問題そこに向かうまでには時間がかかりすぎる。5年後、10年後には理解が得られると言っても、5年間、10年間に在籍する子どもたちは改善されないままにいるということもあると思う。
- ・閉じた世界がいいとは思わないが、同じ悩みを持つ保護者同士が、同じように、そして適切な教育を受けられる統合の空いた校舎を活用する案の方がよいという考えもある。

既存校との併設による誘致について

- ・ヒアリングから、「地域の中で育てていきたい」「地域の方に認知してもらおうチャンス」という意見がある一方、「健常児とは別の施設がよい」「いじめやトラブルに発展するケースがあるのではないか」という、特別支援学校に対する理解に不安を持っている方がいることに、改めて驚きを感じた。離れていると見えない、知らないから理解できないことが多いので、近くにあって知ることによって理解が深まるのではないかと思う。ただ、時間がかかるかと思う。
- ・併設での誘致を進めることが、浦安市の特別支援教育を推進する上でプラスの材料になるのではないかという印象を持った。特別支援教育をもっともっと前に進めていく、小中学校の先生方の特別支援教育を進めるという意味で有効であると思うし、難しいがやればできると思う。
- ・併設する既存校の魅力をどう高めていくかということも大事なので、浦安市内に特別支援学校を誘致するにあたって、どこに誘致したら一番メリットがあるかという視点で考えていったらどうか。
- ・既存校との併設の場合には、この学校の子どもたちには、こうすることによって、こういった高度な教育を提供できるということを、報告書に記載していくべき。特別支援学校の誘致には異論はないが、それオンリーでは「今いる子どもたちは救われない」という議論になるのではないか。
- ・併設にした場合に、例えばテストを行っている状況などに、一方では騒がしくしてしまうなど、既存校の教育活動に影響が出てしまう心配もある。両校で教育課程のすり合わせが必要になるだろうと思う。

9 県立特別支援学校を誘致する方向性

現在、浦安市から他市の特別支援学校に通学する児童生徒は100人を超えており、長時間にわたる通学時間が大きな負担となっていることは前述したとおりです。

市内に特別支援学校が開校されることにより、そういった不便さや災害時の不安が解消されるだけでなく、一人一人に応じたより専門的な教育の場ができ、様々な障がいのある子どもたちの指導・支援の充実が期待できます。

また、障がいのある子どもたちにとっては、地域の様々な人々と関わることで地域社会の中で自立して生きていく力となることで積極的な社会参加につながり、障がいのない子どもたちにとっては、多様なあり方を理解し、障がいのある人と共に支え合う意識の醸成につながると考えます。

浦安市に必要な特別支援学校の学校規模は、現状や今後の児童生徒数推計から、小・中学部60人規模、高等部で50人規模と想定されます。

学校の障がい種別としては「知的障がい」と「肢体不自由」の併置がよい考えられます。それにより他市の特別支援学校に通学する多くの児童生徒が通うことができます。千葉県「第3次県立特別支援学校整備計画」においても、県立市川特別支援学校（知的）と県立船橋特別支援学校（肢体/小学部）の過密状況への対応が明記されており、「知的障がい」と「肢体不自由」の両方に対応した総合的な機能を有する特別支援学校の整備が望まれています。

特別支援学校として活用する施設としては、学校統合によって空いた校舎を利用するという考えにとどまらず、児童生徒の減少による空き教室を活用する既存校との併設型も視野に入れて、検討・協議を進めてきました。

浦安市では、いわゆる小規模校の学校はありますが、現時点ですぐに学校統合を進められる施設はありません。一方で、児童生徒の減少に伴い空き教室が増えている、また、今後増えることが予測されている学校はいくつかあります。

今回の誘致推進委員会では、学校統合により空いた校舎の活用と、空き教室の活用による既存校との併設による誘致の2つの方法について、誘致の可能性を検証しました。その中で施設規模上、誘致の可能性のある3施設についてそれぞれの課題について検討・協議を行い、統合・併設のどちらの手法においてもメリットとデメリットが出されました。

学校統合は、ひとつの施設を特別支援学校で専有できるため、通学する児童生徒が落ち着いた環境で安心して生活することができます。一方で学校統合は在籍する児童生徒やその保護者にとって大きな環境の変化をもたらすものであり、保護者や地域住民に理解を得るためにも一定程度の期間が必要になります。

空き教室を活用する併設案については、県内の県立特別支援学校では前例が少ないだけでなく、同じ校舎の中に併設されることに対する不安の声もあります。しかしながら、これまでになく併設型の特別支援学校を設置することにより、通常の学級の児童生徒と特別支援学校の児童生徒との交流が活発に行われ、豊かな人間性が育まれるとともに互いに尊重し合う態度が養われることも期待できます。

以上を踏まえ、誘致推進委員会での検討においては、早期の誘致や共生社会の実現に資する特別支援教育の推進の観点から、空き教室を活用する既存校との併設における誘致が浦安市の誘致において最も適しているとの結論に至りました。

このことから、まずは既存校との併設による県立特別支援学校の小中学部の誘致について、県と具体的な協議を進めながら、早期の誘致実現に向けて進めていく必要があると考えます。

浦安市への県立特別支援学校誘致の考え方

【設置学部】

小学部から高等部までの誘致。

まずは、義務教育段階である小中学部の誘致を目指す。

【障がい種別】

知的障がい及び肢体不自由併置。

【誘致方法】

隣接する小中学校の空き教室を活用。

小学部及び中学部と高等部を分散し段階的に誘致。

10 併設による県立特別支援学校の誘致にあたって

既存校との併設型による県立特別支援学校の誘致を進めるにあたっては、解決していくべき課題も多くあります。

「第3次県立特別支援学校整備計画」の第3章第3節「整備に係る課題」では「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶことが可能となることから、子供たちが共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現に資するもの」としつつも、課題について以下の点を指摘しています。

(前略) 一方、既存校と新設される県立特別支援学校が、教室や体育館、運動場等を共用することになることから、双方の学校において教育上及び安全上支障が生じないよう、事前に十分な協議等が必要です。また、今後予定されている校舎等大規模改修工事との調整や、特別支援学校で学習に使用する農場等の実習施設の整備など、検討すべき課題もあります。

県教育委員会では、既存校への併設による整備を行い、施設・設備等を共用する場合には、例えば、図書室については、特別支援学校の幼児児童生徒のための書籍を備えることや、特別教室や運動場等については、特別支援学校の幼児児童生徒が不自由なく使用できるようにすること等、関係市町村等や既存校、新設する特別支援学校と丁寧に調整を進め、双方の学校において教育上及び安全上の支障が生じないよう努めます。

※太字・下線は加筆

この指摘のとおり、既存校及び、新設される特別支援学校の双方にとって教育上、安全上の支障が生じないよう、県と丁寧に調整を行い、進めていく必要があります。

あわせて、前述の「8 委員の主な意見より」での指摘を踏まえ、既存校の魅力化や保護者・地域、教職員そして児童生徒の理解を進めていくことも大切です。

市内への特別支援学校の誘致が、浦安に住むどの子ども地域で学べる環境づくりへの大きな一歩となり、そして障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる「共生社会」の形成に向け、浦安市の特別支援教育を発展させていく必要があります。県立特別支援学校の誘致はその柱となる取組であり、早期誘致の実現に向け、保護者、地域、学校、行政が協力して取り組んでいくことが大切です。

誘致にあたって浦安市として取り組むべきこと

- 子どもたちが「これからは多様性のある共生社会が当たり前だ」となっていくよう、教職員の特別支援教育への一層の理解を進め、児童生徒への教育を充実させる。
- 特別支援学校が真に「地域の学校」となるよう、誘致については丁寧に保護者・地域の理解を得ていく。
- 併設する既存校の子どもたちにとって、より一層自分たちの学校のよさを実感し誇りを持つことができるよう、既存校における魅力化推進のため義務教育学校構想など、具体的な検討を行う。

資料編

県立特別支援学校誘致推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県立特別支援学校の誘致については、平成20年度より県に要望書を提出し、市内への誘致を要望してきた。令和2年度には内部委員による県立特別支援学校誘致推進委員会を設置し、本市における特別支援教育の基本的な考え方や目指すべき方向性、特別支援学校の誘致に関する考え方等を示したところである。これらを踏まえ、県立特別支援学校の本市への誘致をより具体的に整理し、誘致を推進することを目的として、学識経験者や公募委員などの外部の関係者も混えて検討・協議を行う県立特別支援学校誘致推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県立特別支援学校の誘致の推進に関する事
- (2) その他県立特別支援学校の誘致の推進に関し必要な事項に関する事

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 保護者
- (4) 障がい福祉団体関係者
- (5) 公募委員
- (6) 市立小中学校の長
- (7) 市職員

2 前項第5号に規定する委員は、別に定めるところにより募集する。

(委員の任期)

第4条 推進委員会の委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から第2条の所掌事務が終了するまでの日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6条 委員長が認めたときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 推進委員会の庶務を処理するために、教育委員会教育政策課に事務局を置く。

2 事務局員は、教育委員会教育政策課の職員をもって充てる。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

別表1 (第3条第1項)

	所 属	関連する事項等
委員	大学教授等	学識経験者
	自治会連合会代表	地域住民
	P T A連絡協議会代表	小中学校保護者
	障がい福祉関係団体代表	障がい者(児)関係者
	小学校長代表	小学校教育
	中学校長代表	中学校教育
	公募委員	市民
	公募委員	市民
	企画部長	浦安市総合計画
	福祉部長	障がい者(児)の福祉施策
	教育総務部長	主管部

県立特別支援学校誘致推進委員会 検討経緯

1 開催日時

- 第1回 令和3年10月7日(木)
- 第2回 令和3年11月11日(木)
- 第3回 令和4年1月20日(木)

2 出席者

(委員) 学識経験者(委員長、副委員長)、小学校校長会代表、中学校校長会代表、自治会連合会代表、PTA代表 障がい者関係団体代表 公募委員2名
企画部長 福祉部長 教育総務部長 (計12名)
(オブザーバー) 千葉県教育庁特別支援教育課 特別支援学校整備室 2名

3 各回における検討・確認事項

●は委員会での説明や検討を踏まえた情報共有・確認事項

【第1回の概要】 これまでの検討と現状、誘致施設の見通しについて

・令和元年度に作成した「浦安市特別支援教育のあり方検討報告書」で示した誘致に係る考え方及び現状を示し、課題等について検討した。

1 これまでの県立特別支援学校誘致にかかる取組について報告

●小中学部と高等部は分散して誘致していく。(確認)

2 本市に必要な特別支援学校の規模について

●小中高等部のそれぞれの児童生徒数の見通し。(確認)

3 特別支援学校の障がい種別の考え方について

●現状と課題をもとに、障がい種については「知的」と「知的・肢体不自由の重複」の児童生徒が通学可能な学校を誘致していく。(確認)

4 学校施設の状況について

●最短で令和8年度の開校。今後の施設検討においては、令和8年度の児童生徒を想定して検討していく。(確認)

【第2回の概要】誘致の可能性のある施設の検証について

- ・誘致に見込まれる必要な施設規模に対して、併設及び統合により整備可能な施設について検証した結果を示し、課題等について検討した。

1 情報提供

- (1) 知的と肢体不自由を主な対象とする特別支援学校の違いについて
 - ・知的と肢体ではどのような点が異なるのか、教育課程や施設面について（プロジェクターで資料を映し）紹介した。
 - 知的・肢体不自由の各特別支援学校で必要な施設・設備。（共有）
 - 県立船橋・船橋夏見特別支援学校に現在通学する児童生徒が浦安への通学を希望するための条件を整理。（確認）
- (2) 既存の学校と併設した特別支援学校について（習志野特別支援学校）
 - 併設における施設状況と、メリットや課題。（共有）
 - 開校後、数年で過密状況となった現状がある。（共有）

2 誘致可能施設の検証にあたって

- (1) 検証すべき条件（転用可能教室・既存の学校規模・安全面・駐車場・施設の拡張性）
- (2) 最大規模を想定した学級数の考え方（確認）
 - 小中学部で20教室、高等部で10教室分の教室の確保が誘致施設の必要条件である。（確認）
 - まず、義務教育段階（小・中学部）の誘致から進めていく。（確認）

3 誘致可能施設の検証（校名は明らかにせずに検証）

- (1) 学校統合における誘致の検証。
 - 小中学部については、整備できる施設規模を有する施設が2施設ある。（確認）
 - 小中高等部については、現状の施設規模では設置が難しい。（確認）
 - 統合の場合は、開校までの期間は併設より長くなる。（確認）
- (2) 併設の可能性のある施設の検証。
 - 小中学校隣接の施設において、小中学部を整備できる施設規模を有する施設が1施設ある。（確認）
- (3) 誘致可能施設の諸条件の検証
 - 送迎に係る駐車場等、安全面、施設の拡張性等の各施設の評価結果。（確認）

【第3回の概要】誘致の可能性のある施設の検証を通した、誘致の課題と進め方について

・関係者へのヒアリング結果及び、誘致の可能性のある施設の設置イメージを示し、誘致に向けた課題や課題解決の方策、市として取り組むべきことについて検討した。

1 確認及び情報共有

(1) 第3次県立特別支援学校整備計画（案）について

- 整備計画において、市川（知的）、船橋（肢体 小学部）の過密化への対応が明記されており、浦安市としては知的と肢体不自由の併置の特別支援学校を誘致する。（共有・確認）

(2) 関係者へのヒアリング結果について

- ・（肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」）
- ・（県立船橋・船橋夏見特別支援学校保護者・医ケア児親の会）
- ・（県立市川特別支援学校保護者）
- 当事者の思い及び立場により学部のニーズや誘致施設への考え方が異なる。（共有）
- 通学の負担や個々のニーズに合った教育環境は切実な課題である。（共有）

2 誘致施設の検証結果と課題の検討（非公開）

(1) 誘致の可能性のある施設について

- 各施設に整備した場合の、校舎配置イメージ、周辺環境、課題等を提示。（確認）

(2) 各施設の課題及び課題解決の方策

<検討の視点>

- ・誘致を推進するための各誘致案の課題を明らかにする。
- ・課題解決のための方策について明らかにする。
- ・市として取り組むべきことについて明らかにする。
- ・誘致施設について、委員会としての考え方を整理する。

◎主な意見

- ◎統合、併設案どちらにも課題があるが、特にソフト面（児童生徒、地域や保護者、教職員の理解）の課題解決に向けて、丁寧に進めていく必要がある。
- ◎併設の場合、既存校において「より高度な教育を提供できる」等の魅力化に取り組んでいくことが必要である。
- どの施設においても課題があるが、併設が、誘致スケジュールやインクルーシブ教育の推進等、総合的に見て有力な候補となり得る。（確認）
- 県立高等学校や旧入船北小学校跡は、スケジュールにおいて未確定な部分が多く、早期の誘致の観点からは難しい。（確認）

第3次県立特別支援学校整備計画

目的

県立特別支援学校の過密状況は依然続いており、引き続き対応していく必要があります。県立特別支援学校の児童生徒数は令和8年度をピークに増加することが見込まれ、国の「特別支援学校設置基準」を踏まえた計画的な整備も必要であることから、県特別支援教育推進基本計画の具体計画として策定します。計画期間は令和13年度までの10年間です。

取組

特別支援学校設置基準を踏まえ、既存校も含め、各学校の状況に応じて個別に対応を検討して、教育環境の改善に努めます。計画期間の前半5年間は、「1 現在の過密状況への対応」を優先して取り組みます。

1

現在の過密状況への対応

■現状

普通教室の不足により、一つの普通教室を複数の学級で合同使用したり、特別教室を普通教室に転用したりしています。

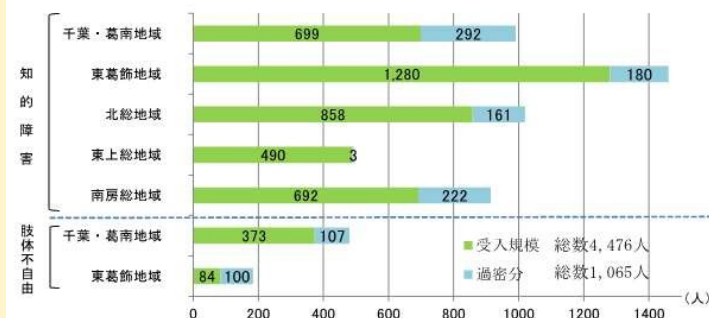
教材を保管したり補助具等を用いたりするためのスペースも著しく不足しています。

■対応

知的・肢体不自由特別支援学校の過密状況(1,065人)を解消するため、学校の新設及び既存校舎への増築等を行います。

県立知的障害及び肢体不自由特別支援学校の各地域の受入規模と過密状況

(令和3年5月1日現在)



2

今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応

■現状

推計では令和8年度まで増加が続き、その後減少しますが、令和13年度に見込まれる児童生徒数は、令和3年度とほぼ同数の在籍者が見込まれます。人口流入地域では、今後も児童生徒数の増減を注視していく必要があります。

■対応

知的障害及び肢体不自由特別支援学校で見込まれる、今後10年間の児童生徒の増加見込みに対応するため、学校の新設、校舎の増築等の対応を検討し、教育環境の改善に努めます。

県立特別支援学校の障害種別在籍者数の推移と今後の推計



手法

設置基準の趣旨に合致することを前提とし、**新設校等の設置**(既存校への併設型を含む)、**既存校舎の増築等**で対応します。

■前期計画で過密状況への対応を検討する特別支援学校

千葉特別支援学校(知的障害)、八千代特別支援学校(知的障害)、市川特別支援学校(知的障害)、船橋特別支援学校(肢体不自由)、松戸特別支援学校(肢体不自由)、印旛特別支援学校(知的障害)、君津特別支援学校(知的障害)

○状況により過密状況の解消に向けた対応が必要となった場合には、あらかじめ計画した対応時期にかかわらず、早急に対応を検討します。

○計画後期の具体的な対応については、計画中間年となる令和8年度に児童生徒数の状況を踏まえ、中間評価を行った上で検討します。

「ヒアリング結果概要」

ヒアリング団体	① 浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」 9名参加 ② 県立船橋・船橋夏見特別支援学校の保護者 医ケア児の会（未就学児の保護者含む） 11名参加 ③ 県立市川特別支援学校 小中学部の保護者 3名参加
ヒアリング日時	① 令和3年12月14日（火）10：00～12：20 ② 令和3年12月20日（月）10：00～11：30 ③ 令和3年12月22日（水）10：00～12：00

○学校選択の理由・よかったこと

- ・ 肢体不自由に特化する教育をするためのスキルを先生方が持っているため。先生方は様々な子を持っているため、親が教わるのがたくさんあった。
- ・ 支援学級の先生は専門性があるにはあるが、少人数のため担任によるところが大きい。支援学校の方が先生方へのフォローアップ体制がある。
- ・ 生徒数に対する先生の配置数が多い。
- ・ 少人数のクラスで一人一人の状況に合わせて体調に配慮がある。
- ・ 施設、学びにあった教材教具、教職員の専門性、作業学習については満足している。
- ・ 将来に向けたカリキュラム（職業訓練）が充実している。
- ・ 同じくらいの学力の子達と勉強することで、知能面がかなり伸びた。
- ・ (医療的ケアがあるが) 学校に行って友達と一緒に学んで帰ってくると、うれしそうに帰ってくる。
- ・ 高等部までであるため、先輩の保護者の方々からも、進路や成長過程についての情報を教わるなど、縦のつながり横のつながりができる
- ・ 支援学校は卒業後のフォローもしてくれる。たとえば、卒業後に通うところにその子のマニュアルのような資料を作って渡したり、先生が直接言ってレクチャーしたりということも行っている。
- ・ 卒業後の就職を決める際、作業所の実習体験等がスムーズに受けられ、すごくよかった。
- ・ 噛む力が弱いので、支援学校では、その子にあった食事を提供してくれるのがよい。
- ・ 動ける子ども達と一緒にだと危険なことが多く、免疫力も低いので、安全面を第一に考えた。
- ・ 片道1時間半をかける通学の問題が大きかったため。
- ・ 遠くて、災害時も心配だった。

○そうでなかったこと

- ・ 肢体不自由の子は1時間半バスに乗っていると負担は大きい。
- ・ 学校が遠い、道が悪い、渋滞もひどい。
- ・ 医療的ケア児の保護者にとっては相当な負担をする覚悟が必要なのが大きな欠点。
- ・ お手本になる同級生が少ないこと。
- ・ 重度の心身障がいの子どもが増えているのに、設備も人員も不足している。(市川)

「ヒアリング結果概要」

○特別支援学校の誘致を望む理由

- ・医療的ケアのある方、身体的負担があり自力でいけない方もいるので、地域にあれば、**通学負担**がなくなり、負担も軽減される。
- ・自力で通える場所に特別支援学校があるとよい。
- ・支援学校が来ることで、**地域の学校への支援体制**が期待できる。
- ・周りの子たちがそうであるように、**生まれ育った場所で通学できた**らいいなど、単純に思う。
- ・特化した学校だと、子どもたちも実力を発揮したり、自分の可能性を発見したりできると思う。
- ・緊急時に**すぐに駆けつけることができる**。
- ・保育園に行っているお友達が、声をかけてくれることがすごくいいなと思っている。**地域の中で色々な人が子どもの存在を知ってくれて、また、保育園での関係が今後も続いたらいいな**というのが親の願い。できればこのまま**地域の中で育てていきたい**と考えている。

○よりよい学びの場としていくために必要なこと

- ・障がいの有無に関係なく、**心と身体のバランス**がうまく取れるように、体力づくりを図るための校庭、プール、遊具、**バリアフリー**で安全性の高い校舎が必要。
- ・色々なレベルの子を同じクラスにするのではなく、**同じレベルの子達でクラス分け**をしてほしい。
- ・知的・肢体の**それぞれの専門性**はなくして欲しくない。(学ぶことは異なると思う)
- ・県立ではあるが、浦安市の教育内容、カリキュラムをしっかりと取り入れてほしい。
- ・**地域の人にも認知してもら**うチャンスがあったらよい。支援学校に行っていると地域を歩くこともほぼなく、**いない子どものように感じる**ことがある。
- ・子どもたちが活動する各作業班の作業場や畑、自立活動など、**ゆとりをもったスペース**があると学べることも増え、よい環境になると思う。
- ・できれば、**小～高等部の一貫した施設**が理想だと思う。それぞれにとって**良い刺激**だと思う。
- ・所属は特別支援学校であっても、近隣の学校や一般の商業施設、様々な施設での**交流や体験**があるといいと思う。
- ・防犯カメラの設置や警備員の配置も必要。

○誘致する施設（統合で空いた校舎・既存校との併設）

(どちらでも)

- ・どちらでもよいが、**通学バスの出入り**は検討すべき。
- ・どちらか**早い対応**ができる方。
- ・土地の広さ、施設面がクリアできるならどちらでもよい。
- ・通う子どもたちが、**それぞれに合った学びや経験**ができる環境ならばどちらでもよい。
- ・特に区別する必要はなく、大事なのは子供たちが楽しく安全な生活ができること。
- ・空いた施設に誘致できれば良いと思うが、少しでも**早く開校**してもらいたいので、**併設型もやむを得ない**と思う。
- ・併設型により本人にストレスが生じないか心配だが、**地域と共存**していくには良いと思う。

「ヒアリング結果概要」

(空いた校舎)

- ・のびのび生活するには**単独施設**での開校が望ましい。併設だと体育館やグラウンド等、設備利用に制限があると思われる。
- ・併設だと教材や教具、施設環境等、充実したものになるか**心配**。
- ・健常児とは別の方がよい。
- ・支援学校の子どもたちのこと**だけ考えられる学校**であってほしい。支援が必要な子どもたちへの理解が、小中学生では難しい。保護者の考え方も違うと思うので、難しい。
- ・既存の小中学校の児童生徒との交流はよいが、それに伴い**生活環境が変わること**での子どものストレスや不安が心配。
- ・併設型の場合、いじめやトラブルなどが発生する可能性がある。
- ・支援学校というひとつの閉じられた世界にいと**安心**。まわりの保護者の**目が気になる**。併設だと同じ建物に入るので、障がい目についてしまう。子どもに悪意はなくても言われるとグサッとくる。保護者は表立っては言わないだろうが、障がいを持っている保護者からすると気になる。
- ・併設型では、従来の特別支援学級と変わらないと思うから。併設型でも**先生の数が多く教室数、設備面、指導面で支援学校と同様の教育を受けられるのであれば**、検討の余地があると思う。

○学部の段階的な誘致について

(小中学部)

- ・保護者にとって、まず**初めにぶつかる大きな壁は就学問題**だと思う。選択肢の中に特別支援学校があれば、その壁をクリアできる人も多くなる。
- ・遠距離通学は身体に負担があるため体力的にきつく、体の小さな子どもには家から**すぐに通える場所、すぐに迎えに行ける場所**が必要。
- ・親は年を取るので、子どもが大きくなってから通学が長いのも不安だが、小～中時代に**他に子どもがいると**、それぞれに手がかかって大変。
- ・子どもの世代で**ニーズは全然変わってくる**。(子どもが未就学児のため)小中学校が必要だと思うし、他の方からすると高校が必要という中で、そのあたりをくみ取っていただければと思う。

(高等部)

- ・小中学校は特別支援学級もあり、学校もある。その中で親の考えも様々で支援学級に行く人、遠くても特別支援学級に行く人など、**選択肢がある**。高等学校については、**選択肢がない**。
- ・小中学部については、市内の**特別支援学級に行ける人も**いる。
- ・特に高等部くらいになると体重も重くなるので体の負担は大きくなる。長い目で見た人生の質、身体状況の質という視点で、高等部は**体の将来の健康について影響は大きい**かと思う。
- ・低年齢のうちから専門性の高い生活力や社会性が身につくは理解できるが、親からすると、**もうすでに小中はあるのだから、満たされていない高等学校を誘致してほしい**という思いがある。
- ・特別支援学級でも幼少期からの専門性が損なわれているわけではない。(ばらつきはあるかも)
- ・卒業後に向けて市内に高等部があれば実習などパイプ作りができ、**就労に困る人が減る**のではないかと。

「ヒアリング結果概要」

- ・自力通学ができるかもしれない。

○誘致にあたって市として必要なこと

- ・特別支援学校ができたとしても閉鎖的なものではなく、**地域の学校や学級と連携できる学校**でないと、浦安市が培ってきたよさがなくなってしまう。
- ・住民の中には、障がいに対する理解が十分ではない人がいるため、**地域住民への周知**が必要。
- ・地域住民にあまりよい印象をもたれないという話を聞いたことがあるため、**浦安市民のみなさんにご理解**いただけるよう、**アナウンス**が必要だと思う。
- ・自力通学の際に周囲の理解があれば、より安心して登校させられる。**地域の方**に知ってもらうことにより、**地域とともに成長**していけると思う。
- ・市内に支援学校ができるのはうれしいが、「できなきゃよかった」とならないようにしてほしい。「支援学校に行けばいいじゃん」となるのではなく、「**選択肢が増えたね**」となってほしい。
- ・**学校が孤立しない**ようにかかわり方にも配慮が必要だと思う。
- ・**スクールバス停留場所のスペースの確保**。周囲に迷惑をかけることもあり、苦情があったりするため。平和的に過ごせるよう、**サイズやスペース**を検討願いたい。
- ・先生方に周知することで、**保護者の支援学校誘致に対する理解**が深まる。

○その他要望等

- ・県立高等学校が様々な偏差値の学校があるように、**特別支援学校にもより選択肢**があるとよいと思う。市川大野はレベルが高く、県立市川はレベルが低すぎるわけではないが幅が広すぎる。
- ・就職先が増えるとうれしい。
- ・**医療的ケア**になると一気に**ハードルが高くなる**。保護者が2年3年とずっと付き添わないと学校にいけないという問題や、通学の負担がすごく大きい。看護師の対応、通学への支援、また**地域の事業者との連携**（ケアタクシーやこども発達支援など）を深めていただきたい。
- ・市内に学校があったとしても、**スクールバス**を利用したい。自力通学はまだまだ先だし、できるようになるかわからない。
- ・**事業所と密接**しているとよいのではないか。市川市は事業所がたくさんある。**学校は一時だが、就労は一生**なので。

○質問等

- ・浦安高等学校や浦安南高等学校に特別支援学級という案はないのか。
- ・入船北小学校跡を再び検討することは可能なのか。
- ・分校という形でスタートするという形もあるのか。
- ・市立の特別支援学校を整備するという考えはないのか。
- ・優先順位として小中学部が優先になっているところがあると思うが、その理由を教えてください。

県立特別支援学校誘致推進委員会 委員名簿（敬称略）

	氏 名 (敬称略)	職 等
1	さとう しんじ 佐藤 慎二	植草学園短期大学 教授
2	おもす さとし 重栖 聡司	千葉大学 特命教授
3	おおとも たかし 大友 隆司	浦安市立浦安中学校 校長
4	こばやし けいこ 小林 桂子	浦安市立入船小学校 校長
5	いしかわ まさずみ 石川 正純	浦安市自治会連合会 会長
6	たかはし ようすけ 高橋 洋介	美浜南小学校 PTA
7	さいとう みゆき 齊藤 みゆき	浦安市肢体不自由児・者親の会 「どっこらしょ」
8	たけおか かなこ 竹岡 加奈子	公募委員
9	くどう まゆみ 工藤 眞由美	公募委員
10	こひやま たかし 小檜山 天	企画部長
11	かわばやし くにあき 河林 邦朗	福祉部長
12	だいご けいじ 醍醐 恵二	教育総務部長

県立船橋特別支援学校（肢体不自由 小学部）

1. 学校概要

- ・昭和 53 年開校、平成 27 年に中学部・高等部が県立船橋夏見特別支援学校に分離し、小学部のみの特別支援学校になる。
- ・主に身体に不自由さのある子どもを対象とした学校（肢体不自由/小学部）

2. 児童数・学級数（令和 3 年 5 月 1 日現在）

- ・児童数は 106 名（1 年 21 名、2 年 13 名、3 年 17 名、4 年 14 名、5 年 19 名、6 年 22 名）
- ・学級数は、普通学級 2（児童数 6）、重複学級 35（児童数 105）の 37 学級
 ※普通学級は、学年に準じた学習を行う。（A 課程）。重複学級は生活単元学習や児童の実態に応じた学習を行う B 課程と自立活動などの学習が主となる C 課程がある。

3. 児童生徒の居住している地区と通学方法

- ・学区は船橋市、市川市、浦安市、八千代市、習志野市の葛南 5 市に加えて、鎌ヶ谷市から通学している児童もいる。
- ・通学方法としては、スクールバスの利用が 43 名、保護者による送迎 52 名、訪問教育が 11 名。
- ・浦安市からは 15 名が通学している。そのうち、12 名がスクールバスを利用して登校しており、保護者送迎 1 名（電車）、訪問教育 1 名。
- ・通学に長時間を要する児童は、到着後にまず体をほぐすことから始める。

4. 教職員

- ・教職員数は 128 名。

5. 教室等について

- ・教室は 22 教室。教室によっては重複学級 2 クラスで 1 教室を使うこともある。
- ・障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動（船橋特別支援学校では「からだ」と呼んでいる）を行う自立活動室がある。自立活動は教室でも実施している。

6. 教育課程

- ・船橋特別支援学校の教育課程は ①普通学級 A ②重複 B ③重複 C がある。

	各教科	各教科等を合わせた指導（日常生活指導・生活単元学習）	自立活動
普通学級 A	国・社・算・理などの各教科の時間が 805～875 時間		70～105 時間
重複 B	374～385 時間 (理・社・英・家・生活なし)	日常生活 340～350 時間 生活単元 136～140 時間	136～140 時間
重複 C	音楽のみ 35～70 時間	日常生活 340～350 時間	578～630 時間

- ・県立船橋特別支援学校は在籍者の 70%が重複 C 課程であり、充実した自立活動を行っているのが特徴（年 600 時間程度）。
- ・浦安市から通学している児童の大半は C 課程で学習している。（A 課程はいない）
- ・専門性は研修をしながら身につけている。自立活動部が、各教室を巡回し自立活動を行っている。理学療法士とも連携している。

県立市川特別支援学校（知的障がい）

1. 学校概要

- ・昭和 59 年千葉県立市川養護学校として開校し平成 19 年に現学校名に変更。
- ・主に知的障がいのある子どもを対象とした学校（小学部、中学部、高等部）

2. 児童数・学級数（令和 3 年 5 月 1 日現在）

- ・児童数は 237 名（小学部 86 名、中学部 53 名、高等部 98 名）
- ・学級数は、小学部：普通学級 15、重複学級 6、中学部：普通学級 9、重複学級 3
高等部：普通学級 11、重複学級 5 の計 49 学級

3. 児童生徒の居住している地区と通学方法

- ・学区は船橋市、市川市、浦安市、の葛南 3 市および、八幡学園。
- ・通学方法としては、スクールバスの利用が 159 名、自力通学 37 名（すべて高等部）、保護者による送迎 12 名、八幡学園バス 29 名。
- ・浦安市からは 64 名が通学している。そのうち、43 名がスクールバスを利用して登校しており、自力通学は 18 名、保護者送迎が 3 名。

4. 教職員

- ・教職員数は 131 名。

5. 教室等について

○教室 32 教室

- ・特別教室等を改修し、パーテーションで区切って教室に転用して使用しているものもある。
- ・重複学級 B の学級（4 名）は小学校と中学校で 1 教室を使用している。

○特別教室等の状況

- ・音楽室は本来は必要だが、教室に転用したため保有していない。
- ・調理室を PTA が必要な時には使用している。

○特別支援学校特有の教室

（作業室）

- ・中学部では 4 つのコース（農耕、手工芸、木工、紙工）の学習があり、教室もある。施設に余裕がないため、農耕と紙工の教室は通常の教室の半分以下の広さ。
- ・高等部の就労につながる作業学習として 8 つのコースがあり、それぞれ新設した作業室棟に作業室を整備している。中学部と高等部は内容や時間が異なるため、作業室は共用していない。

（自立活動室）

- ・医療的ケアが必要な教室を除き、基本的に教室での自立活動は行っていない。知的は動きも大きく危険であるため、自立活動が必要な子は自立活動室で行っている。自立活動の専科は 1 名であるため、担任と行うことが多い。

6. 教育課程

- ・普通学級 船橋の重複 B と同様の内容だが、自立活動はない
- ・重複 A 教科は音楽・図工のみ、日常生活、生活単元、自立活動が中心
- ・重複 B 教科は音楽・図工のみ、A と同様だが自立活動の割合が多い
※重複児童生徒の対応（船橋の C 課程の対応が必要な児童生徒）については、相応の教育課程は編成できないため、一人ひとりの障がいにあった個別対応を行っている。

県立習志野特別支援学校（小学校との併設）

1. 学校概要

- ・平成 27 年 4 月に県立八千代特別支援学校と分離し、袖ヶ浦東幼稚園跡に開校。
- ・主に知的障がいのある子どもを対象とした学校（小学部）
- ・学区は習志野市内だが、千葉市の児童もいる。
- ・袖ヶ浦東小学校と同じ敷地に併設している。

2. 児童数・学級数

- ・児童数は 46 名（小学部のみ）。
- ・学級数は 11 学級（うち重複 3 学級）。開校当時は 16 名、8 学級（うち重複 2 学級）。
- ・知的障がいの学校だが、肢体との重複も受け入れている。船橋特別支援学校の自立活動ほどの活動は行えてはいない。
- ・習志野特別支援学校の児童は、卒業後の中学部は八千代特別支援学校に通学している。
- ※袖ヶ浦東小学校は、11 学級（うち特別支援学級 2）

3. 施設等について

○現状と課題

- ・専有教室数 17 教室分（職員室、会議室はそれぞれ 2 教室で換算）
- ・11 学級で、現状、施設はぎりぎりの状態。
- ・重複の児童は、1、2、3、4 年にそれぞれ在籍している。教室は 8 教室だが、令和 3 年は普通学級が 8 学級となったため重複学級を別に設けることができず、学年と一緒に入っている。別に設けることができず、学年に入れている
- ・更衣室が確保できなくなったため、図書室の一角を使用
- ・給食は、習志野市給食センターから運ばれ、教室で食べている。
- ・調理員が使用するトイレは、手を触れないで使用できるよう改修した。
- ・エレベーター棟を校舎の外側に設置し、3 階まではエレベーターがある。
- ・プールは簡易の組み立てのものはあるが、施設としては設置していない。水泳の学習は、市川市のクリーンスパを使用している。
- ・駐車場が狭いため、放課後デイの送迎はかなり混雑する。
- ・1 階と 4 階に職員室がある。担任外の職員は 1 階、担任は 4 階を主に使用している。校長室も 1 階。
- ・教材の保管場所が少ない。
- ・教室と教室の間にトイレを設置しているが、中学年までは男女共用。

○共用について

- ・家庭科室や図工室等の特別教室、体育館や校庭は共用している。
- ・校庭は、芝生は特別支援学校、土の部分は袖ヶ浦東小学校が利用するとなっている。
- ・体育館の使用は曜日と時間を決めて使用している。

4. 袖ヶ浦東小との共用や連携について

- ・学校間の連絡調整のため、月に一度定例会を設けている。
- ・児童同士、教職員同士が自然に交流するために、意図的な交流の機会を繰り返しもっていくことが大切。

5. 参考

- ・習志野市と浦安市の児童生徒数比較
習志野市 小学生 9,084 人
浦安市 小学生 8,613 人（R3 学校基本調査より）